

石川県雇用環境整備助成金のご案内

令和6年11月改正 ▶ 賃貸用物件修繕事業の要件を見直しました

石川県及びILAC(いしかわ就職・定住総合サポートセンター)では、新たに雇用する従業員のため、従業員宿舍を賃借する奥能登2市2町(輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町)の事業所や、奥能登2市2町に立地する賃貸借物件を修繕する不動産事業者等を支援します。

石川県 雇用環境整備

検索



募集要領・支給要綱や申請書類等はこちらからご確認ください→
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/ilacnoto/koyoukankyouseibijyosei.html>

申請期間

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

① 宿舍等の借上げ事業

主な要件

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

- 奥能登2市2町に立地する事業所が、発災以降に従業員を新たに雇用し、雇用した従業員の雇用環境整備のため、従業員宿舍の借上げ(10万円以上の賃料支払)を行っていること。
- 厚生労働省の「地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)」について、支給申請を行っていないこと。

→本事業は「地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)」の活用が難しい事業主向けの助成金です。

助成額

労働者1名あたり10万円 1事業者あたり50万円

② 賃貸用物件修繕事業

主な要件

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

- 奥能登2市2町のいずれかに、居住用の賃貸用物件を所有しており、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨による被害から、修繕を行わなければ賃貸を行うことが困難であること。
- 修繕に要した費用が1棟当たり30万円以上となっていること。
- 奥能登2市2町に立地する事業所が発災以降に新たに雇用した従業員を、修繕後の物件に賃貸借契約により居住させていること。

助成額

修繕費用の3分の1 1事業者あたり100万円

※千円未満切り捨て

本助成金は、令和6年1月1日に遡及適用されます

地域雇用開発助成金について

本助成金(宿舍等の借上げ事業)と、厚生労働省の地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)の助成要件の違いは以下のとおりです。

事業者が負担する費用	新たに雇用した従業員数	
	1人	2人以上
100万円未満	石川県雇用環境整備助成金 最大50万円	
100万円以上		地域雇用開発助成金(能登半島地震特例) 最大800万円×3回

対象地域:奥能登2市2町
対象経費:宿舍の借上げ費のみ

対象地域:奥能登3市3町(七尾市、志賀町も対象)
対象経費:復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理など
宿舍の借上げ費以外の費用も対象

支給までの流れ

① 宿舍等の借上げ事業

従業員の新規雇い入れ

↓

宿舍等の賃貸借契約締結

↓

累計10万円以上の賃料支払

↓

助成金支給申請

↓

助成金申請書類審査

○支給決定額通知発出
○指定口座への振込

不支給決定
通知発出

② 賃貸用物件修繕事業

賃貸用物件の修繕・支払

↓

奥能登2市2町に立地し、新たに雇用を行った事業者との賃貸借契約締結

↓

助成金支給申請

↓

助成金申請書類審査

○支給決定額通知発出
○指定口座への振込

不支給決定
通知発出

お問い合わせ先

ILAC雇用環境整備助成金担当
(石川県労働企画課内)

076-225-1672
076-225-1532